

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年5月25日
【会社名】	株式会社ALBERT
【英訳名】	ALBERT Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本 壮志
【本店の所在の場所】	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 新宿フロントタワー15階
【電話番号】	03-5937-1610（代表）
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部長 村上 嘉浩
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 新宿フロントタワー15階
【電話番号】	03-5937-1610（代表）
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部長 村上 嘉浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、2020年3月26日に提出いたしました臨時報告書の記載事項に一部訂正事項がありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- (1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称
- (2) 当該異動の年月日
- (5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

3【訂正内容】

訂正箇所は__を伏して表示しております。

- (1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

(訂正前)

選任する監査公認会計士等の名称

未定

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任 あずさ監査法人

(訂正後)

選任する監査公認会計士等の名称

和泉監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任 あずさ監査法人

- (2) 当該異動の年月日

(訂正前)

当社第15期事業年度(自2019年1月1日至2019年12月31日)に係る監査の終了をもって、金融商品取引法の規定に基づく監査及び四半期レビュー契約について終了し、会社法の規定に基づく会計監査人につきましては、当社第15期事業年度に係る定時株主総会(その後に開催予定の継続会を含む)の終結時をもって退任する旨の通知を受けておりますが、具体的な日程は未定です。決定次第お知らせ致します。

(訂正後)

2020年6月12日

- (5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

(訂正前)

当社は、2020年3月19日付で、有限責任 あずさ監査法人より、当社第15期事業年度(自2019年1月1日至2019年12月31日)に係る監査の終了をもって、金融商品取引法の規定に基づく監査及び四半期レビュー契約について終了し、会社法の規定に基づく会計監査人につきましては、当社第15期事業年度に係る定時株主総会の終結時をもって退任する旨通知を受けております。

2019年12月期決算の監査手続の過程において、2019年12月期第4四半期に実施したデータサイエンティスト育成事業に係る取引に関する売上高計上の妥当性、及び同四半期の受託業務に係る取引に関する売上高計上の妥当性(以下、両事案合わせて「本事案」といい、合計で約50百万円であります。)について実態把握をする必要があると会計監査人から指摘を受けました。これを受け、社内調査を進めましたが、その後、本事案の調査を進めるなかで、調査の独立性、客観性、信頼性、透明性を高めるために、社内調査を終了させ、3名の外部委員のみから構成される外部調査委員会を設置することといたしました。現在も外部調査委員会による調査が継続しております。

このような状況下、今般退任する公認会計士等からは、上記事象により監査リスクが高まり、今後の監査契約を継続することが困難になったと判断したため、通知を行った旨報告を受けており、今般の異動に至りました。

(訂正後)

当社は、2020年3月19日付で、有限責任 あずさ監査法人より、当社第15期事業年度(自2019年1月1日至2019年12月31日)に係る監査の終了をもって、金融商品取引法の規定に基づく監査及び四半期レビュー契約について終了し、会社法の規定に基づく会計監査人につきましては、当社第15期事業年度に係る定時株主総会の終結時をもって退任する旨通知を受けております。

2019年12月期決算の監査手続の過程において、2019年12月期第4四半期に実施したデータサイエンティスト育成事業に係る取引に関する売上高計上の妥当性、及び同四半期の受託業務に係る取引に関する売上高計上の妥当性(以下、両事案合わせて「本事案」といい、合計で約57百万円であります。)について実態把握をする必要があると会計監査人から指摘を受けました。これを受け、社内調査を進めましたが、その後、本事案の調査を進めるなかで、調査の独立性、客観性、信頼性、透明性を高めるために、社内調査を終了させ、3名の外部委員のみから構成される外部調査委員会を設置することいたしました。

その後、2020年4月21日付「外部調査委員会の調査範囲追加に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、外部調査委員会の調査とは別に、会計監査人により行われていた監査手続において、会計監査人から工事完成基準に係る売上計上の妥当性について慎重に検討を要する事案(以下、「追加事案」といい、売上高の合計金額は、約20百万円であります。)が確認された旨の指摘、及び当該事案に係る追加調査を外部調査委員会で行ってほしい旨の要請に基づき、外部調査委員会による追加調査を行ってまいりました。

このような状況下、今般退任する公認会計士等からは、上記事象により監査リスクが高まり、今後の監査契約を継続することが困難になったと判断したため、通知を行った旨報告を受けており、今般の異動に至りました。

これに伴い、当社の会計監査人が不在となる事態を回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、新たな会計監査人の選定を進めた結果、2020年5月22日開催の監査役会において、和泉監査法人を一時会計監査人として選任いたしました。和泉監査法人を選任した理由は、同監査法人の専門性、独立性及び監査の品質の確保等を勘案し、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われると判断したことによります。

以上